ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工(修繕工)）｢請負者希望型｣ 特記仕様書

（適用）

第１条 本工事は、請負者が３次元データ等を活用する｢ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工）｣（以下、｢ＩＣＴ活用工事｣という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県ＩＣＴ活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。また、本仕様書は、今治市が現場条件等より適正と判断するものを対象工事とする。

（ＩＣＴ活用工事）

第２条 ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事

である。

①３次元起工測量

起工測量にあたっては施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計

測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用とする。

1）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

2）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

3）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

4）その他の３次元計測技術を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元設計データを作成

する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

②で作成した３次元設計データを用いて下記 1）に示す 施工管理システムを搭載した建設機械

を用いた施工を実施する。

1）３次元位置を用いた施工管理システム

④３次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、ＩＣＴを活用した施工管理を実施する。

〔出来形管理〕

下記 1)～2)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

1）施工履歴データを用いた出来形管理

2）地上写真測量を用いた出来形管理

⑤３次元データの納品

④による３次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続き）

第３条 請負者は、ＩＣＴ活用工事の施工に先立ち「ＩＣＴ活用工事に関する協議書」を発注者に 提

出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（設計積算）

第４条 本工事の積算にあたっては、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」「ＩＣＴ活用工事積算要領（国

土交通省）」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、３次元起工測量、３次元データの作成を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

（監督・検査）

第５条 ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたＩＣＴ舗装工に関する基準により行うもの

とする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものと

する。

（工事成績評定）

第６条 ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

（現場見学会等の実施）

第７条 請負者は、発注者が本工事の工事現場でＩＣＴ活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなけれ

ばならない。

（調査等への協力）

第８条 発注者がアンケート等を実施する場合は、請負者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（ICT 部分活用工事）

第９条 請負者は、ICT部分活用工事を実施する場合は、施工に先立ち「ＩＣＴ活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（その他）

第１０条 ＩＣＴ活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。また、愛媛県ICT活用工事実施要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。